

統合型校務支援システム等賃貸借（長期継続契約）受託候補者選定委員会設置要領

（趣旨）

第1 この要領は、統合型校務支援システム等賃貸借（長期継続契約）受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2 統合型校務支援システム等賃貸借（長期継続契約）受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するため、委員会を設置する。

（審査事項）

第3 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 提案内容の評価及び受託候補者の選定
- (2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

（組織）

第4 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（委員長および副委員長）

第5 委員長は、総務部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、教育部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（委員）

第6 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（会議）

第7 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、まなび支援センターにおいて処理する。

（秘密の保持）

第9 委員は、審査内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第10 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月10日から施行し、受託候補者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別表(第6 関係)

委員長	1	総務部長
副委員長	2	教育部長
委員	3	経営改革課長
	4	財政課長
	5	教育総務課長
	6	学校教育課長
	7	まなび支援センター所長